

## 給食費の取扱いについて

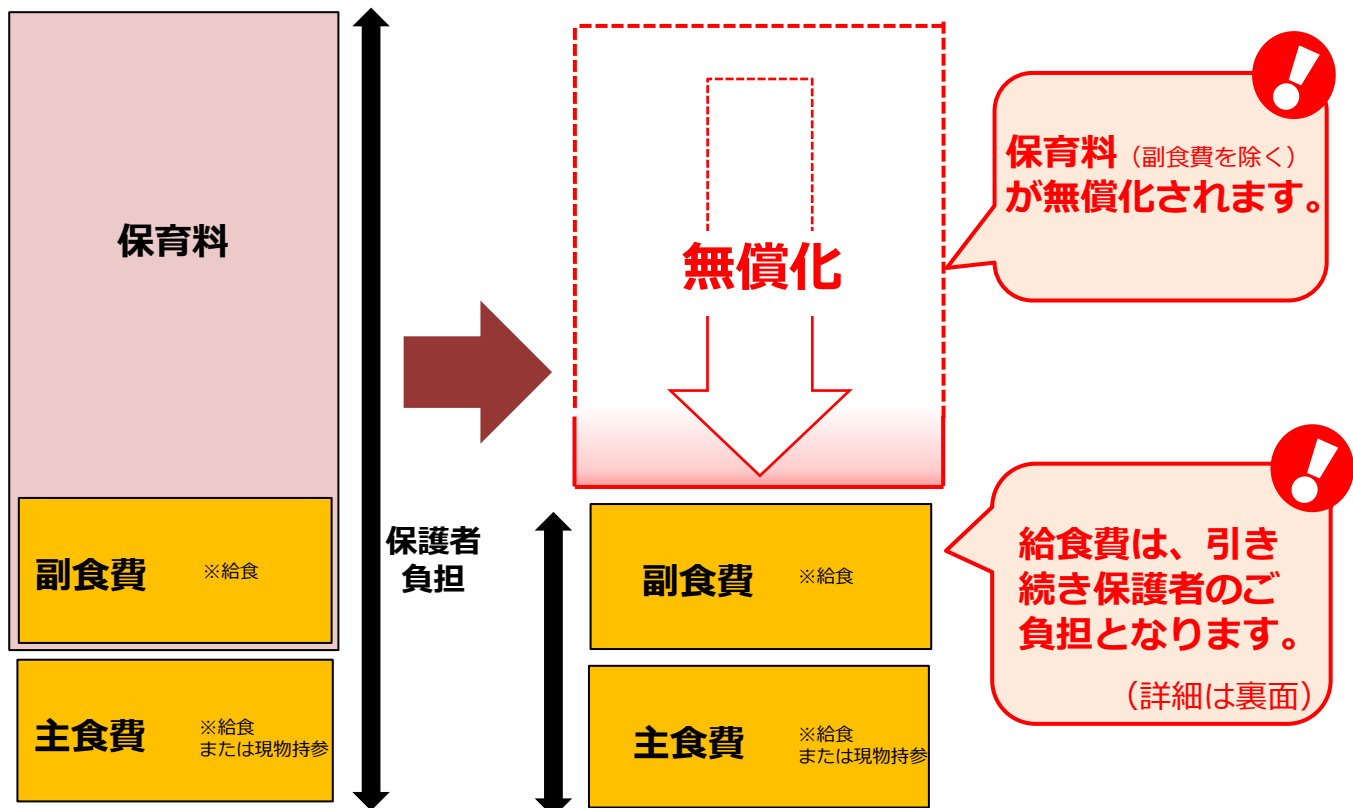
- 2019年10月から、3～5歳の子どもについては**保育料が無償化**されますが、通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、**無償化後も引き続き、保護者の負担**となります。

このうち、**保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用ですので、保育所等を利用する保護者も、その費用を負担することが原則となります。

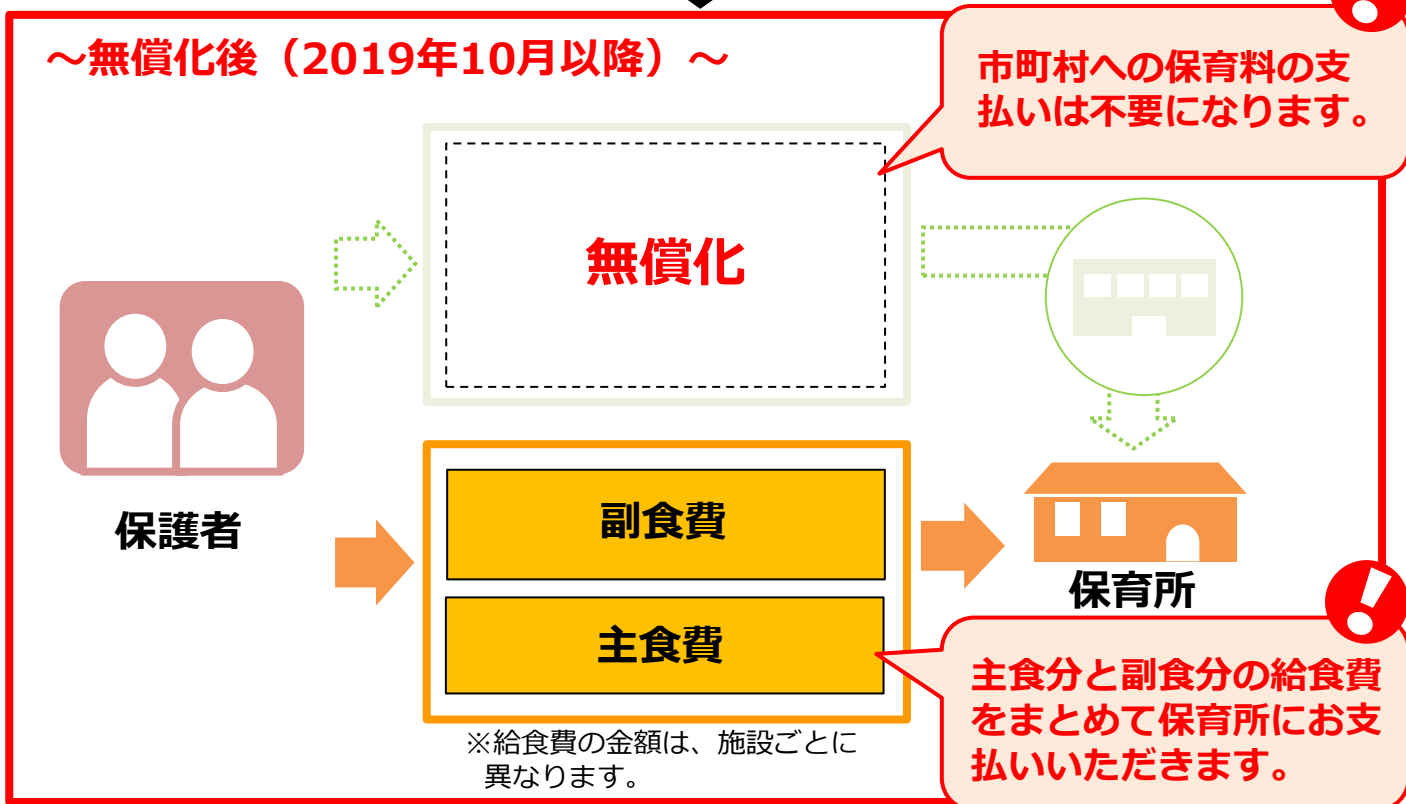
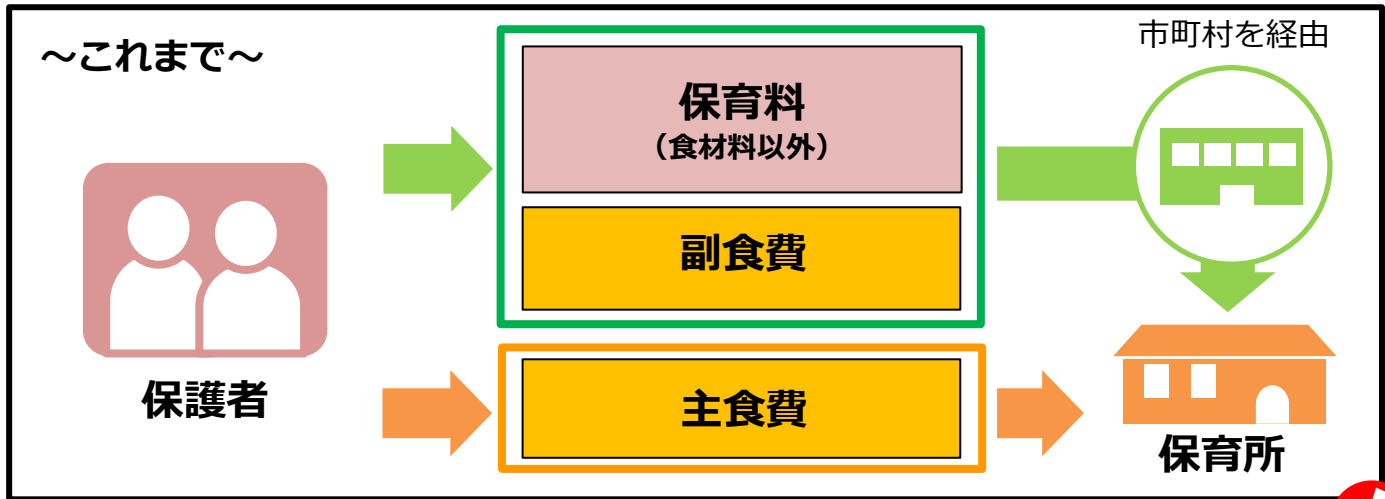
(詳細は裏面をご覧ください。)

～これまで～

～無償化後（2019年10月以降）～



- 現在、3～5歳児の給食費分は、
  - ・主食（お米など）分については直接、
  - ・副食（おかず）分については（保育料の一部として）市町村を通じて、保育所にお支払い、または現物を持参していただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者に負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**



問い合わせ先:南関町 福祉課 子育て支援係  
TEL:0968-57-8503(直通)